

第7章 収 納

1. 一般廃棄物処理手数料一覧表	7 - 3
2. 一般廃棄物処理手数料等の推移	7 - 4
3. 収納状況の推移	
(1) 一般廃棄物処理手数料の収納	7 - 6
(2) 許可等申請手数料	7 - 8

1. 一般廃棄物処理手数料一覧表

(令和7年(2025年)4月1日現在)

種 別			取扱区分	単 位	金 額
し尿			世帯割によるもの	4 人まで	月 660 円
				1 人増すごとに 1 人につき	月 150 円
			事業所から排出するもの	100 リットルまで	5,620 円
				100 リットルを超える部分につき 100 リットルまでごとに	1,120 円
			仮設トイレから排出するもの 及び臨時の処理に係るもの	100 リットルまで	14,450 円
				100 リットルを超える部分につき 100 リットルまでごとに	5,100 円
浄化槽汚泥				1 キロリットルまでごとに	1,500 円
動物の死体				1 死体	1,200 円
特定 一般家庭用機器 廃棄物	ユニット形エアコンディショナー			1 台	3,500 円
	テレビジョン受信機				3,500 円
	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	内容積が 250 リットル未満のもの			3,500 円
		内容積が 250 リットル以上のもの			5,000 円
	電気洗濯機及び衣類乾燥機				3,500 円
粗大ごみ			定日に排出するもの	1 点	2,700 円以内で品目ごとに市規則で定める額
					臨時に排出するもの
上記以外の一般廃棄物				10 キログラムまでごとに	250 円

備 考

- し尿処理手数料の世帯割によるもののうち、特殊な便槽を使用する場合その他市規則で定める場合に該当するものについては、当該料金の5割を加算する。
- 重量割で料金が定まっているもので、重量の認定が困難なものについては、容量により認定することができる。この場合においては、容量3立方メートルにつき重量1,000キログラムの割合で計算した料金額とする。
- 特定家庭用機器一般廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化法(平成10年(1998年)法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物をいう。
- ユニット形エアコンディショナー(セパレート形エアコンディショナーに限る。)については、一式として使用する室内ユニット及び室外ユニットを同時に排出する場合にあっては、1台として取り扱う。

<許可申請手数料>

- | | | |
|-------------------------|--------|----------|
| (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 | 1 件につき | 10,000 円 |
| (2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 | 1 件につき | 10,000 円 |
| (3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 | 1 件につき | 10,000 円 |
| (4) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 | 1 件につき | 10,000 円 |
| (5) 浄化槽清掃業許可申請手数料 | 1 件につき | 10,000 円 |
| (6) 前各号の許可証の再交付申請手数料 | 1 件につき | 6,000 円 |

2. 一般廃棄物処理手数料等の推移

年度	一般廃棄物処理手数料	
	ごみ処理手数料	し尿処理手数料・許可申請手数料
昭和 17 年度	塵芥及び灰燼処理手数料条例制定	し尿汲取運搬手数料条例制定
昭和 27 年度	市標準容器 年間 240 円	1 世帯 4 人まで 月額 30 円 1 人増すごとに 5 円
昭和 29 年度	4/1 1 世帯 4 人まで 月額 40 円 1 人増すごとに 5 円 (従量) 排出量査定のうえ、市長認定	8/1 1 世帯 4 人まで 月額 50 円 1 人増すごとに 10 円 多量水混入便所は 5 割増 (従量) 排出量査定のうえ、市長認定
昭和 30 年度	11/1 (従量) 50 kg までごとに 月額 40 円 (臨時) 100 kg までごとに 80 円	11/1 (従量) 1 荷又は 50ℓ までごとに 月額 20 円 (臨時) 1 荷又は 50ℓ までごとに 20 円
昭和 32 年度	4/1 手数料徴収方法の変更 毎月徴収を 2 ヶ月分ごとに徴収	4/1 手数料徴収方法の変更 毎月徴収を 2 ヶ月分ごとに徴収
昭和 35 年度		4/1 1 世帯 4 人まで 月額 75 円 1 人増すごとに 15 円 11/1 (従量) 1 荷又は 50ℓ までごとに 月額 30 円 (臨時) 1 荷又は 50ℓ までごとに 30 円
昭和 39 年度	4/1 納額告知書を納入通知書に変更	4/1 納額告知書を納入通知書に変更
昭和 42 年度	10/1 普通料金無料化	
昭和 43 年度	銀行納入制度開始 (従量制)	銀行納入制度開始 (集金制と併用)
昭和 47 年度	4/1 (従量、臨時) 10 kg までごとに 収集・運搬 30 円、処分 10 円	4/1 浄化槽汚泥 1 kℓ までごとに 200 円 許可申請手数料 5,000 円 許可証再交付申請手数料 3,000 円
昭和 51 年度	4/1 (従量、臨時) 10 kg までごとに 収集・運搬 90 円、処分 10 円	4/1 1 世帯 4 人まで 月額 220 円 1 人増すごとに 50 円 5 割増料金に公共下水道処理区域公告 3 年経過便槽を加える 臨時又は多量に排出するもの 50ℓ までごとに 90 円
昭和 58 年度		集金制廃止 全面的に銀行納入制
昭和 63 年度	4/1 (従量、臨時) 10 kg までごとに 収集・運搬 90 円、処分 30 円	
平成 11 年度	10/1 (従量、臨時) 10 kg までごとに 収集・運搬 90 円、処分 60 円	
平成 12 年度		6/1 1 世帯 4 人まで 月額 440 円 1 人増すごとに 100 円 臨時又は多量に排出するもの 50ℓ までごとに 180 円 浄化槽汚泥 1 kℓ までごとに 400 円 許可申請手数料 10,000 円 許可証再交付申請手数料 6,000 円

年度	一般廃棄物処理手数料	
	ごみ処理手数料	し尿処理手数料・許可申請手数料
平成 13 年度	4/1 特定家庭用機器一般廃棄物の収集運搬手数料を設定 10/1 (従量) 事業系と家庭系臨時を区分 事業系：10 kg までごとに 収集・運搬 110 円、処分 60 円 (家庭系臨時) 10 kg までごとに 収集・運搬 90 円、処分 60 円	
平成 15 年度		6/1 臨時又は多量に排出するもの 100ℓまで 2,500 円 100ℓを超える分は 100ℓまでごとに 500 円 浄化槽汚泥 1 kℓまでごとに 1,000 円
平成 16 年度	4/1 特定家庭用機器一般廃棄物に電気冷凍庫を加える	
平成 17 年度	10/1 収集・運搬、処分の区分をなくす (事業系) 45ℓ指定袋 1 袋につき 80 円 30ℓ指定袋 1 袋につき 60 円 10 kg までごとに 190 円 (家庭系臨時) 10 kg までごとに 150 円	
平成 18 年度	10/1 粗大ごみの有料化 (粗大ごみ定期収集) 1,800 円以内で 1 品目ごと (300 円、600 円、1,200 円、1,800 円 の 4 段階) (粗大ごみ臨時収集) 2,700 円以内で 1 品目ごと (定期収集の 1.5 倍) (家庭系臨時) 10 kg までごとに 170 円	
平成 21 年度	4/1 特定家庭用機器一般廃棄物に衣類乾燥機を加える	4/1 浄化槽汚泥には、建築物に設置された排水槽等(し尿を含むものに限る。)の汚泥を含むものとする 容量の認定が困難な浄化槽汚泥については、重量により認定することができる この場合においては、重量 1,000 キロラムにつき容量 1 キロリットルの割合で計算した料金額とする
平成 23 年度	12/30 豊中市事業系指定ごみ袋 販売終了 3/31 豊中市事業系指定ごみ袋 収集終了	
平成 24 年度	10/1 (事業系) 10 kg までごとに 217 円	
平成 26 年度		4/1 1 世帯 4 人まで 月額 660 円 1 人増すごとに 150 円 臨時又は多量に排出するもの 100ℓまで 3,750 円 100ℓを超える分は 100ℓまでごとに 750 円 浄化槽汚泥 1 kℓまでごとに 1,500 円

年度	一般廃棄物処理手数料	
	ごみ処理手数料	し尿処理手数料・許可申請手数料
平成 29 年度		7/1 臨時又は多量に排出するもの 1000まで 5,620 円 1000を超える分は 1000までごとに 1,120 円
令和元年度	4/1 事業系ごみ処理手数料の撤廃	
令和5年度	10/1 粗大ごみ料金 (粗大ごみ定期収集) 2,700 円以内で 1 品目ごと (400 円、900 円、1,800 円、2,700 円の 4 段階) (粗大ごみ臨時収集) 4,050 円以内で 1 品目ごと (家庭系臨時) 10kg までごとに 250 円	7/1 仮設トイレから排出するもの及び 臨時の処理に係るもの 1000まで 14,450 円 1000を超える分は 1000までごとに 5,100 円

3. 収納状況の推移

(1) 一般廃棄物処理手数料の収納

臨時の家庭ごみや粗大ごみ、家電リサイクル法指定 4 品目、し尿処理の手数を「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に定め収納している。

① 家庭系臨時ごみ処理手数料の収納状況

年度	収 納 額	不納欠損処分金	未 収 額	収 納 率
令和 3 年度	14,363,340 円	0 円	0 円	100.00%
令和 4 年度	13,570,520 円	0 円	0 円	100.00%
令和 5 年度	13,775,750 円	0 円	0 円	100.00%
令和 6 年度	12,385,360 円	0 円	0 円	100.00%
令和 7 年度	17,011,760 円	0 円	0 円	100.00%

※収納額に下表「①-2 特定家庭用機器処理手数料」を含む。

①-2 特定家庭用機器処理手数料の収納状況

年度	収 納 額	不納欠損処分金	未 収 額	収 納 率
令和 3 年度	1,080,500 円	0 円	0 円	100.0%
令和 4 年度	952,500 円	0 円	0 円	100.0%
令和 5 年度	1,266,500 円	0 円	0 円	100.0%
令和 6 年度	1,257,500 円	0 円	0 円	100.0%
令和 7 年度	1,308,000 円	0 円	0 円	100.0%

② 粗大ごみ処理手数料の収納状況

年度	収 納 額	不納欠損処分金	未 収 額	収 納 率
令和 3 年度	69,668,400 円	0 円	0 円	100.0%
令和 4 年度	64,185,219 円	0 円	358,581 円	99.4%
令和 5 年度	72,327,131 円	0 円	0 円	100.0%
令和 6 年度	80,476,152 円	0 円	0 円	100.00%
令和 7 年度	77,929,408 円	0 円	0 円	100.00%

※平成 18 年(2006 年)10 月 1 日から実施

※令和 4 年度未収額を含む

③ し尿処理手数料の収納状況

年度	区分	収 納 額	不納欠損処分金	未 収 額	収 納 率
令和 3 年度	定 期	184,800 円	13,860 円	36,960 円	78.43%
	臨 時	9,216,400 円	5,250 円	5,620 円	99.88%
	浄化槽	250,500 円	0 円	0 円	100.0%
	合 計	9,651,700 円	19,110 円	42,580 円	99.36%
令和 4 年度	定 期	172,920 円	36,960 円	0 円	82.39%
	臨 時	8,707,380 円	5,620 円	5,620 円	99.87%
	浄化槽	270,000 円	0 円	0 円	100.0%
	合 計	9,150,300 円	42,580 円	5,620 円	99.48%
令和 5 年度	定 期	160,050 円	0 円	0 円	100%
	臨 時	16,426,650 円	0 円	0 円	100%
	浄化槽	277,500 円	0 円	0 円	100%
	合 計	16,864,200 円	0 円	0 円	100%
令和 6 年度	定 期	143,220 円	0 円	0 円	100%
	臨 時	20,658,370 円	0 円	0 円	100%
	浄化槽	253,500 円	0 円	0 円	100%
	合 計	21,055,090 円	0 円	0 円	100%
令和 7 年度	定 期	116,160 円	0 円	0 円	100%
	臨 時	20,545,140 円	0 円	0 円	100%
	浄化槽	289,500 円	0 円	0 円	100%
	合 計	20,950,800 円	0 円	0 円	100%

(2) 許可等申請手数料

「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可等申請手数料を徴収している。

<手数料収納状況>

年度	種 類	収 納 額	
		件数	金 額
令和 3 年度	一般廃棄物収集運搬(実験動物の死体・魚腸骨・浄化槽汚泥含)及び浄化槽清掃	30 件	300,000 円
令和 4 年度	特定家庭用機器一般廃棄物運搬(積卸し)	19 件	190,000 円
令和 5 年度	一般廃棄物収集運搬(実験動物の死体・魚腸骨・浄化槽汚泥・特定家庭用機器一般廃棄物運搬(積卸し)含)及び浄化槽清掃	31 件	310,000 円
令和 6 年度	特定家庭用機器一般廃棄物運搬(積卸し)	20 件	200,000 円
令和 7 年度	一般廃棄物収集運搬(実験動物の死体・魚腸骨・浄化槽汚泥・特定家庭用機器一般廃棄物運搬(積卸し)含)及び浄化槽清掃・許可証の再発行	28 件	276,000 円